

もしかしたら古物商の許可が必要では？



古物商許可取得の為の無料相談会 開催決定！！

コンプライアンスが重視される中、知らなかったでは済まされない古物商のこと。御社のお仕事で、下記の様な事例はございませんか？

1. 中古品を買い取って売る場合
 2. 中古品を買い取らないで、売った後に手数料をもらう場合(委託売買)
 3. 中古品を買い取ってレンタルする場合
- 上記の場合は、古物商の許可が必要になります。



開催日： 2010/9/8 (水)

開催時間： 13:00 ~ 16:00

参加ご希望の方は、下記の参加申込書をご記入の上、FAXをお願い致します。

開催場所:アリア行政書士法人 神戸オフィス分室 (下記案内図参照)



神戸市東灘区魚崎浜町27-21
神戸印刷センター本館 4階
電話 078(453)3335
FAX 078(453)8789
<http://www.unsougyo.com>
E mail:kyoninka@aria-group.or.jp

神戸印刷センター本館4階が
当所です。

お申込書 FAX 078 - 453 - 8789

ご住所	(〒 -)		
御社名		お電話番号	
ご担当者名		FAX番号	